

平成29年度滋賀県における児童虐待相談件数等の状況について(概要)

平成29年度における県(中央、彦根、大津・高島)子ども家庭相談センター(以下「センターという。」)および19市町に寄せられた児童虐待に関する相談等の状況概要を、下記のとおりまとめました。



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

1 相談件数等の主な状況

- ① 相談件数は6,392件で、前年比で330件増加し、5.4%の増加率となっています。
- ② 虐待種別では、『心理的虐待』が2,304件で最も多く全体の36.0%、『身体的虐待』が2,035件で31.8%、『保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)』が1,970件で30.8%、『性的虐待』が83件で1.3%となっています。
- ③ 年齢別では、『小学生』以下が4,807件で全体の約75%となっています。
- ④ 主な虐待者では、実母が最も多く4,117件で全体の64.4%、実父が1,813件で28.4%となっています。
- ⑤ 継続して支援しているケースが4,871件で全体の約76%となっています。

2 相談件数について

- 前年度と比べて330件増6,392件となりました。内訳として、虐待種別では、「心理的虐待」が233件、「身体的虐待」が49件、「保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)」が28件、「性的虐待」が20件増加し、全ての虐待種別で増加しました。
年齢別では「0歳～3歳未満」が203件、「3歳～学齢前児童」が93件、「小学生」が169件増加していますが、「中学生」が40件「高校生・その他」が95件減少しています。
- 昨年度に引き続き、「心理的虐待」(2,304件)に関する相談が最も多くなっている理由としては、児童が同居している家庭における配偶者への暴力(面前DV)について、警察からの通告が増加したことがあげられます。

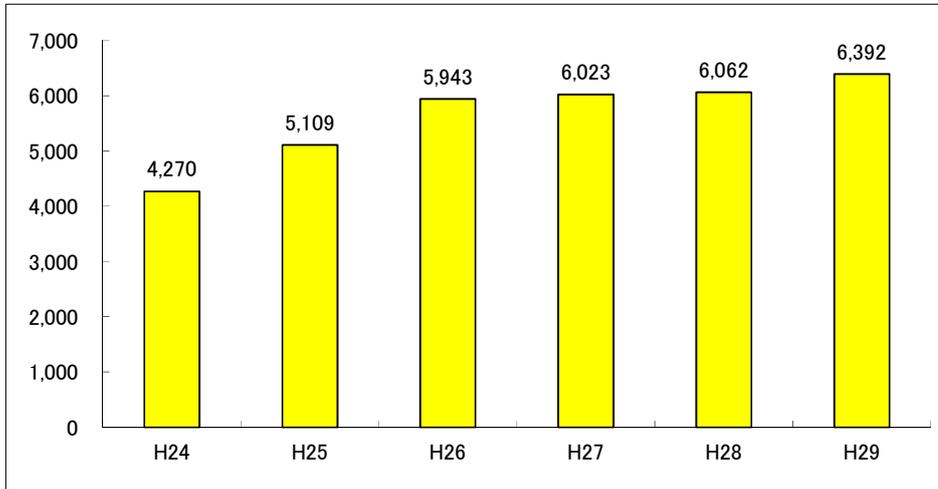
3 全体状況

(1) 相談件数

相談件数は 6,392 件で、前年度比 330 件の増 (+5.4%) となっています。

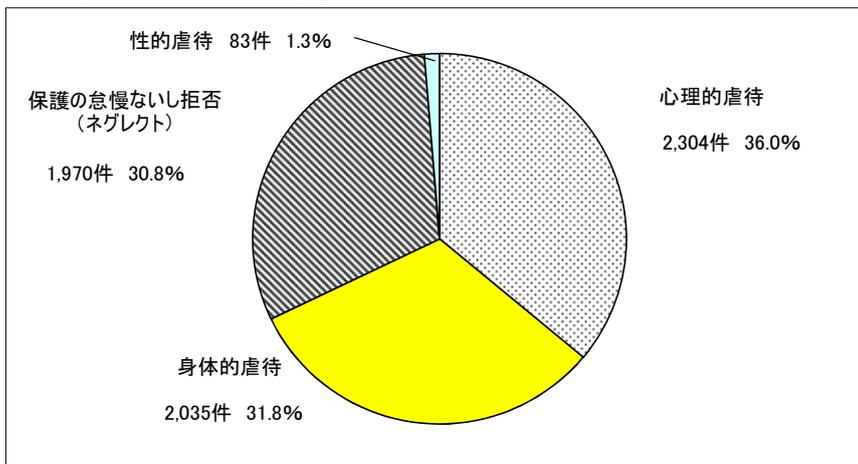
※センターと市町が連携しながら支援・対応したケースを調整しています。

(センター1,980 件 + 市町 6,378 件 - 1,966 件 (連携分) = 6,392 件 (件))

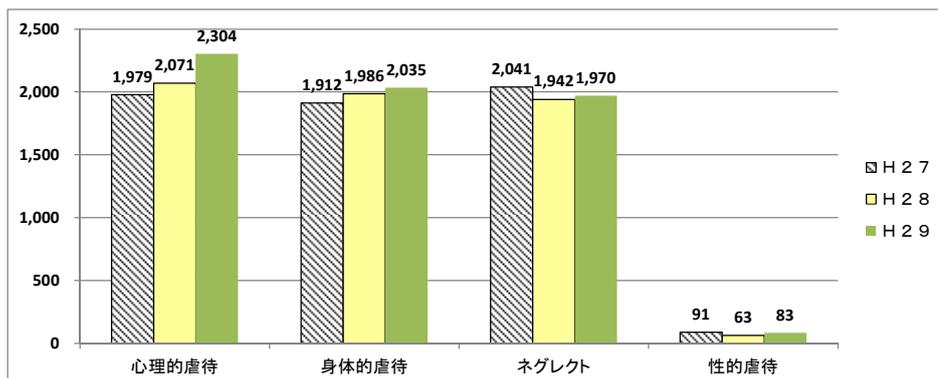


(2) 虐待種別

「心理的虐待」が 2,304 件 (36.0%) と最も多く、「身体的虐待」が 2,035 件 (31.8%)、「保護の怠慢ないし拒否 (ネグレクト)」が 1,970 件 (30.8%)、「性的虐待」が 83 件 (1.3%) となっています。

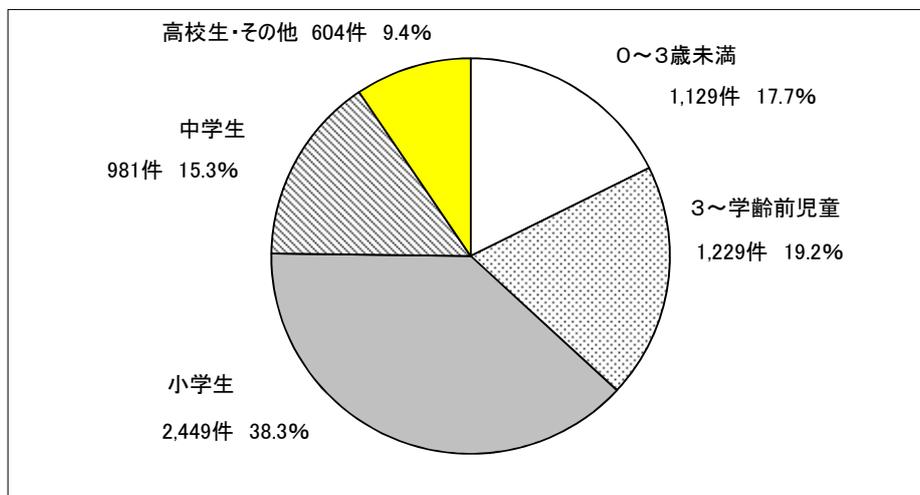


前年度比では、「心理的虐待」が 233 件、「身体的虐待」が 49 件、「保護の怠慢ないし拒否 (ネグレクト)」が 28 件、「性的虐待」が 20 件増加し、全ての虐待種別で増加となっています。

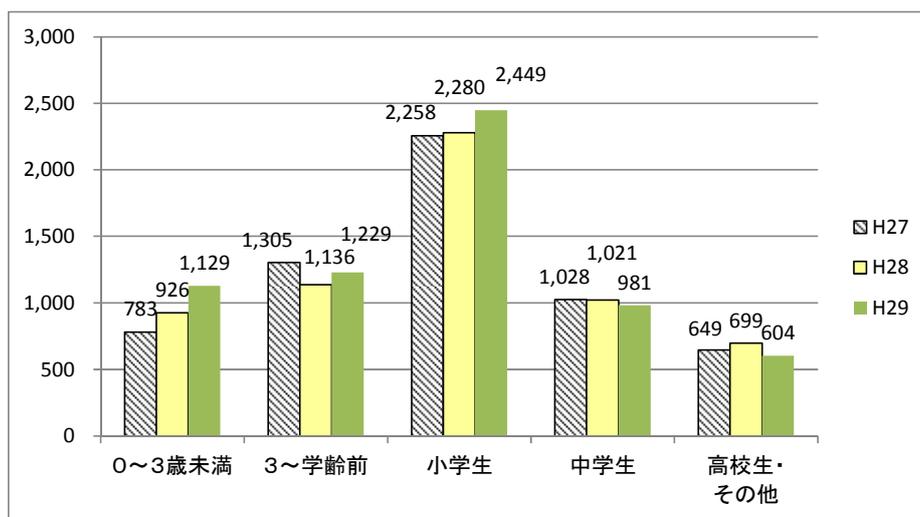


(3) 年齢別

「小学生」が 2,449 件 (38.3%) と最も多く、「3 歳～学齢前児童」1,229 件 (19.2%)、「0 歳～3 歳未満」が 1,129 件 (17.7%)、「中学生」981 件 (15.3%) と続いています。



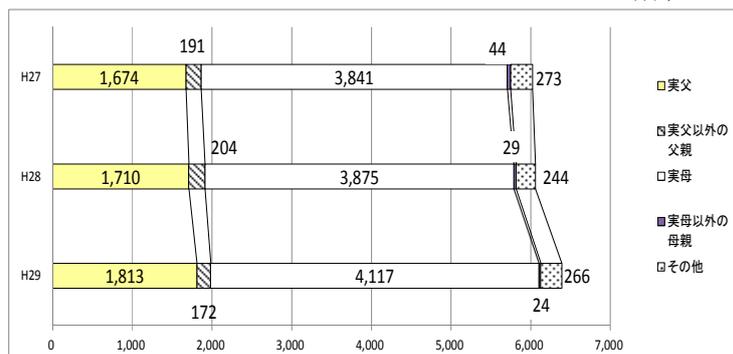
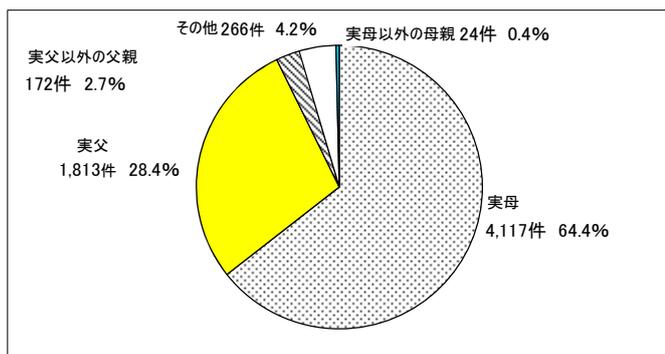
前年度比では、「0 歳～3 歳未満」が 203 件増と最も多く、「小学生」が 169 件増、「3 歳～学齢前」が 93 件増と続いています。一方「高校生・その他」は 95 件減、「中学生」は 40 件減となっています。



(4) 主な虐待者の内訳

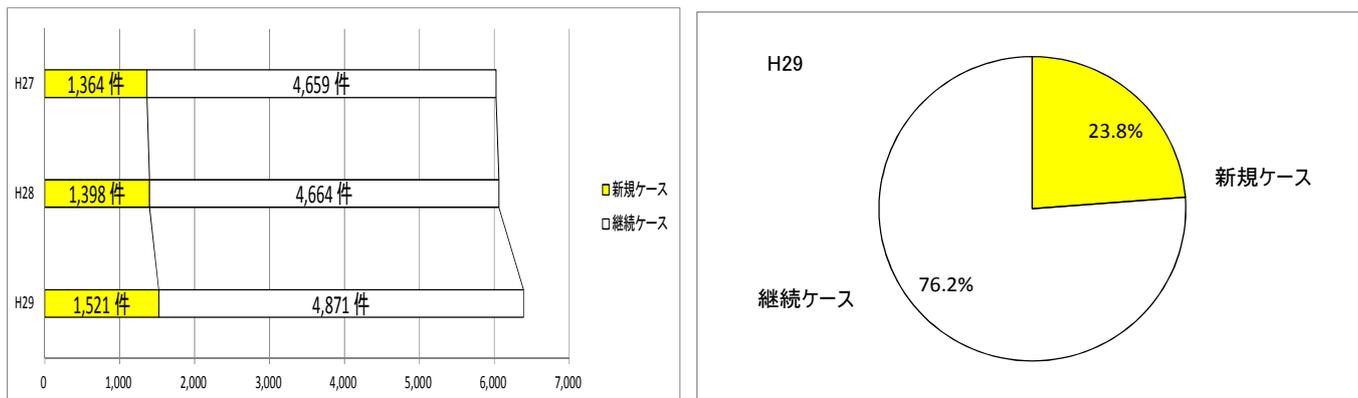
「実母」が 4,117 件 (64.4%)、「実父」が 1,813 件 (28.4%) であり、前年度と比較すると「実母」が 242 件増、「実父」が 103 件増となっています。

(件)



(5) 新規・継続別

「新規ケース」が1,521件(23.8%)、「継続ケース」が4,871件(76.2%)で、前年度と比較すると、「新規ケース」が123件増、「継続ケース」207件の増加となっています。



(6) 一時保護

一時保護所での「保護件数」は318件で、前年度より38件増となっており、「1日あたりの平均保護人数」は23.9人と2.2人増となっています。また、「一人あたりの平均在所日数」は27.5日で、前年度より0.8日減となっています。「虐待ケース一人あたりの平均在所日数」は32.9日で、前年度より1.6日増となっています。

【一時保護所での一時保護】

	保護件数(件)		1日平均保護人数(人)		1人平均在所日数(日)	
		左のうち虐待ケースの件数		左のうち虐待ケースの人数		虐待ケースの平均日数
H27	283	191	22.9	15.7	29.5	30.0
H28	280	182	21.7	15.6	28.3	31.3
H29	318	186	23.9	16.7	27.5	32.9
増減	38	4	2.2	1.1	△ 0.8	1.6

(7) センター虐待通告

センターに寄せられた通告は、1,996件で、前年度より53件増となっており、「警察等」からの通告が1,058件(53.0%)と最も多く、前年度比でも「警察等」の227件増が最も多くなっています。

これは家庭における配偶者への暴力を同居している児童に見せるなどの心理的虐待に関する通告の増加によるものです。

(件)

	家族	親戚	近隣・知人	市町	児童委員	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
H27	34	47	578	61	4	67	9	298	4	146	84	1,332
H28	37	28	412	215	4	70	35	831	0	168	143	1,943
H29	47	21	384	107	0	45	35	1,058	4	217	78	1,996
H29構成比率	2.4%	1.1%	19.2%	5.4%	0.0%	2.3%	1.8%	53.0%	0.2%	10.9%	3.9%	100.0%
増減	10	△ 7	△ 28	△ 108	△ 4	△ 25	0	227	4	49	△ 65	53

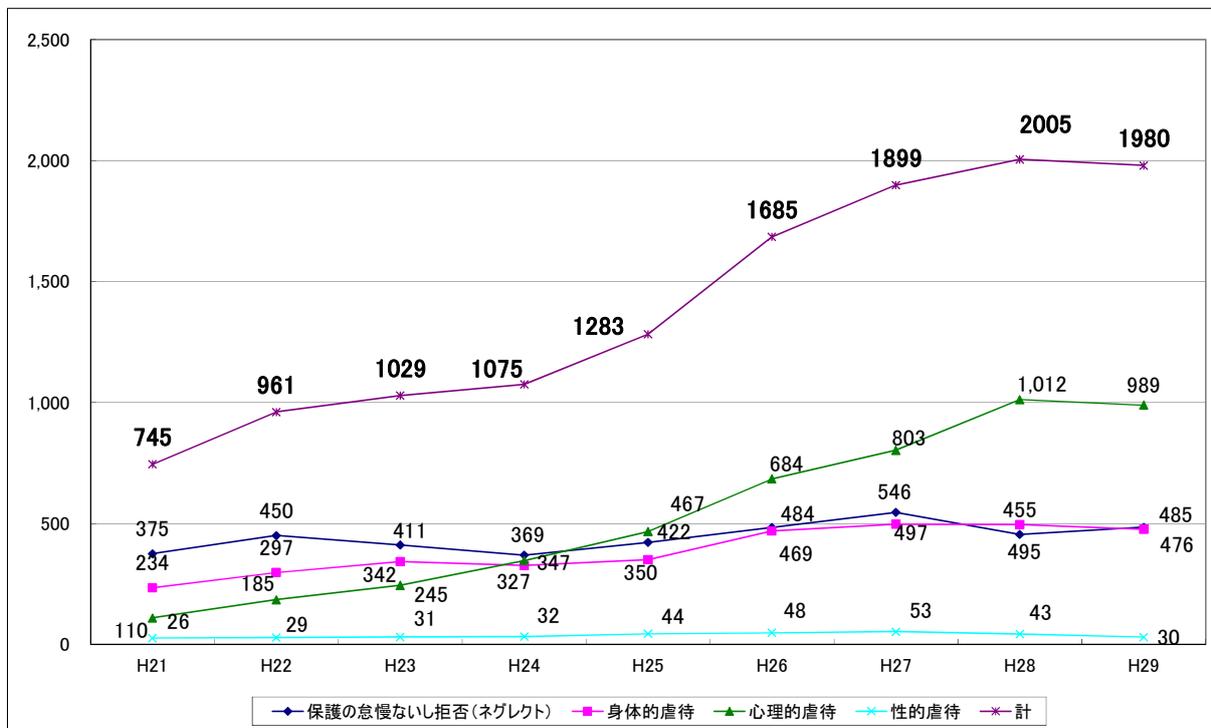
4 センター・市町別の状況

(1) 相談件数の推移

センターでは、平成 22 年度以降の伸びが大きく、うち「心理的虐待」の伸びが大きくなっています。また、市町の相談件数も増加を続けています。

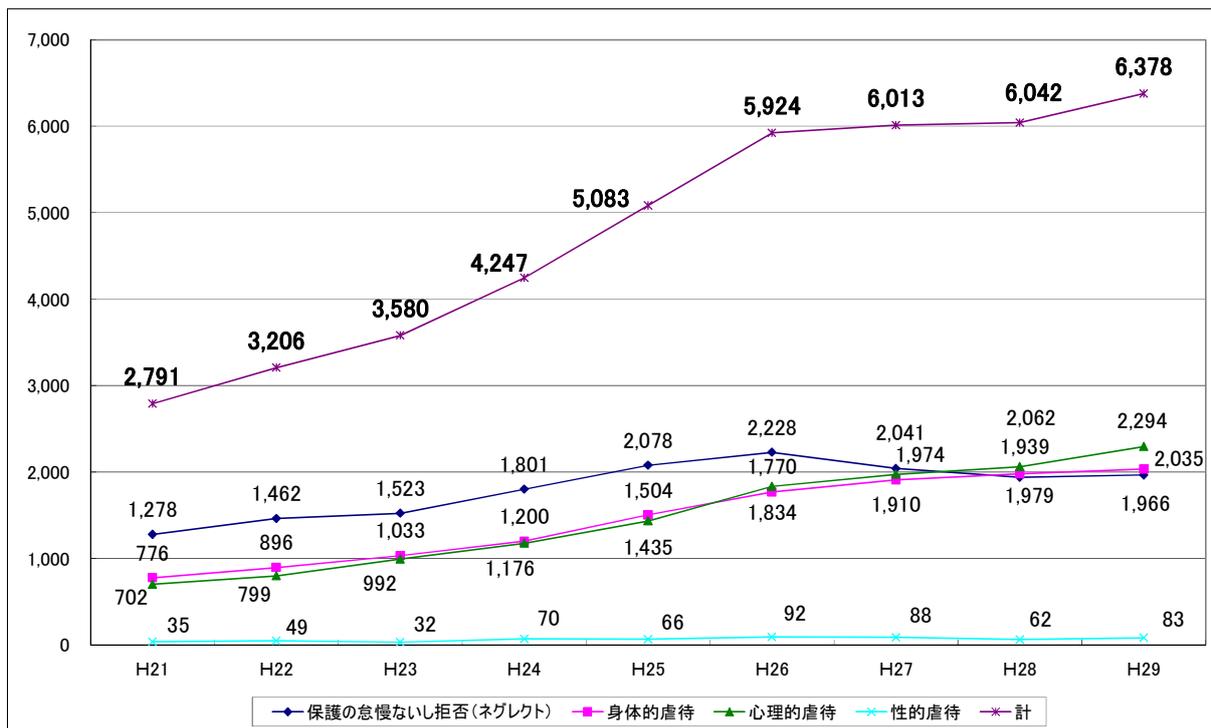
【センターの推移】

(件)



【市町の推移】

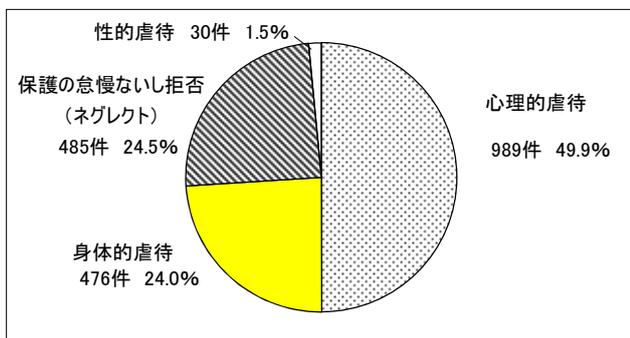
(件)



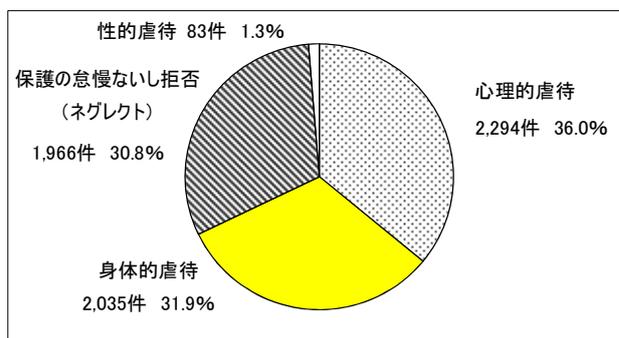
(2) 虐待種別

センター、市町ともに「心理的虐待」の占める割合が高く、センター49.9%、市町36.0%となっています。

【センター】



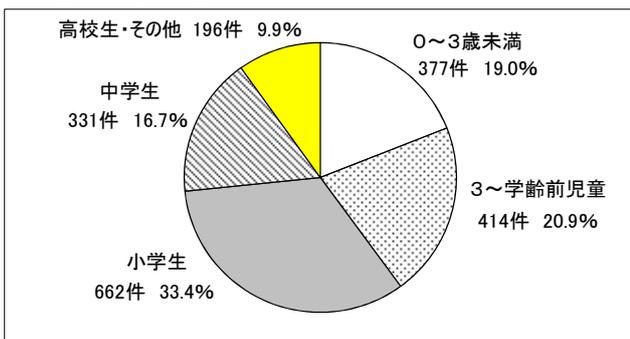
【市町】



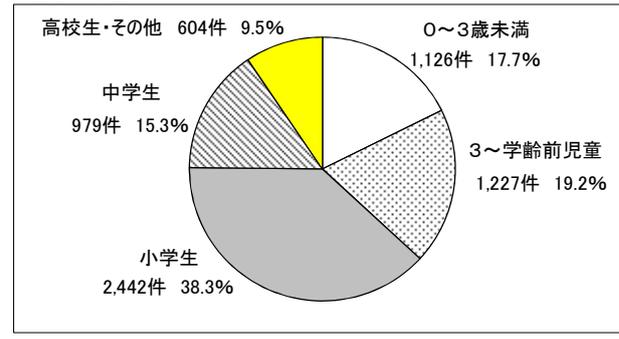
(3) 年齢別

センター、市町ともに「小学生」の占める割合が最も高く、センター33.4%、市町38.3%となっています。また、小学生以下でセンター約73%、市町約75%を占めています。

【センター】



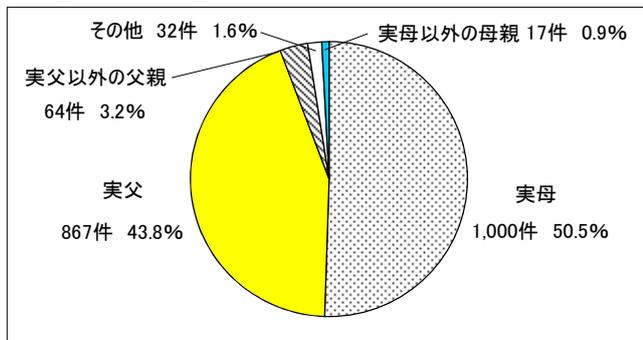
【市町】



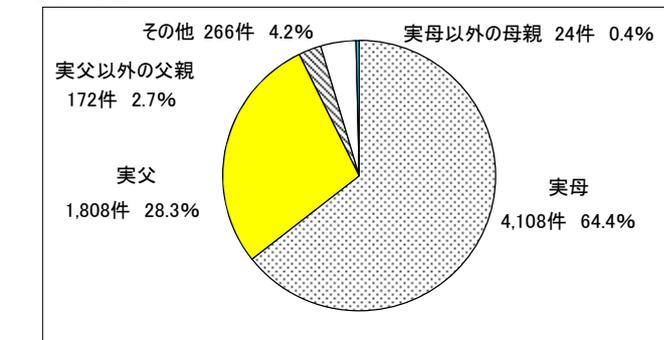
(4) 主な虐待者の内訳

センター、市町ともに「実母」の占める割合が最も高く、センター50.5%、市町64.4%となっています。また、「実父」の占める割合は、センター43.8%、市町28.3%となっています。

【センター】



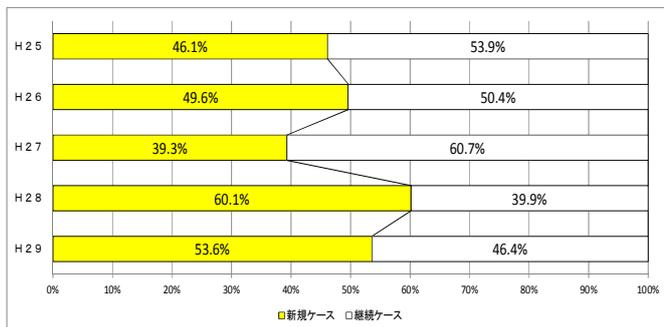
【市町】



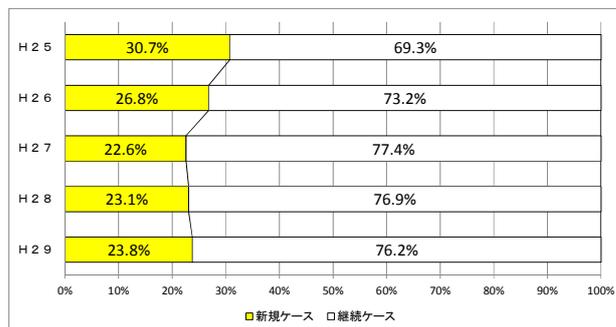
(5) 新規・継続別

センターでは、新規ケースが 53.6%で、市町の新規ケースは 23.8%となっています。

【センター】



【市町】



【平成29年度の詳細】

区分	新規	継続		合計
		援助方針変更	1年以上継続	
件数	1,061	339	580	1,980
構成比率	53.6%	17.1%	29.3%	100.0%

(件) 【平成29年度の詳細】

区分	新規	継続		合計
		援助方針変更	1年以上継続	
件数	1,516	96	4,766	6,378
構成比率	23.8%	1.5%	74.7%	100.0%

(6) 虐待の相談経路

センターでは、警察等からの相談が 719 件で最も多く、全体の 36.3%を占めています。市町は、学校等が 1,920 件で、市町(保健センター等)が 1,833 件と続いています。

【センター】

(件)

	家族・親戚	近隣・知人	子ども本人	市町	児童委員	保健所	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
H27	180	230	11	861	0	1	65	19	228	4	191	109	1,899
H28	187	257	13	641	0	1	37	16	623	1	134	95	2,005
H29	139	199	5	589	6	0	40	4	719	2	138	139	1,980
H29構成比率	7.0%	10.1%	0.3%	29.7%	0.3%	0.0%	2.0%	0.2%	36.3%	0.1%	7.0%	7.0%	100.0%
増減	△ 48	△ 58	△ 8	△ 52	6	△ 1	3	△ 12	96	1	4	44	△ 25

【市町】

(件)

	家族・親戚	近隣・知人	子ども本人	市町	児童委員	保健所	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
H27	400	287	19	1,592	84	72	134	552	110	147	1,808	808	6,013
H28	354	233	19	1,715	64	21	122	455	122	165	1,821	951	6,042
H29	379	233	14	1,833	49	33	125	496	145	152	1,920	999	6,378
H29構成比率	5.9%	3.7%	0.2%	28.7%	0.8%	0.5%	2.0%	7.8%	2.3%	2.4%	30.1%	15.7%	100.0%
増減	25	0	△ 5	118	△ 15	12	3	41	23	△ 13	99	48	336

【被措置児童等虐待の状況（児童福祉法第 33 条の 16 に基づく公表）】

(1) 被措置児童等虐待の状況（平成 29 年度）

受理件数	事実確認の結果	
	該当	非該当
2 件	0 件	2 件

ア 被害を受けた子どもの性別

男子	女子
0 名	0 名

イ 被害を受けた子どもの年齢層

乳幼児	小学生	中学生	高校生・その他
0 名	0 名	0 名	0 名

ウ 虐待の種類

保護の怠慢ないし拒否 (ネグレクト)	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待
0 件	0 件	0 件	0 件

エ 施設等の種別

里親等	社会的養護関係施設	障害児施設等	一時保護施設
0 件	0 件	0 件	0 件

オ 虐待を行った施設職員等の職種

保育士
0 件

(2) 県が講じた措置

—

(参考)

◆被措置児童等虐待とは

さまざまな事情により、家庭での養育が困難であるため保護を要し、施設等への入所措置等をされた子どもに対して、施設職員等が行う虐待をいいます。

本県では、虐待を受けた子ども本人からの届出や、虐待を受けたと思われる子どもを発見したものからの通告に対し、滋賀県社会福祉審議会児童虐待事例検証部会の助言を得ながら必要な措置を講じます。

◆児童福祉法

第 33 条の 16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

◆児童福祉法施行規則

第 36 条の 30 法第 33 条の 16 の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

1 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

イ 小規模住居型児童養育事業及び里親	里親等
ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設	社会的養護関係施設
ハ 障害児入所施設等及び指定医療機関	障害児施設等
ニ 法第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設又は法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の委託を受けて一時保護を加える者	一時保護施設等

2 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種